



平成29年1月10日に一部を改正する。  
平成29年3月23日に一部を改正する。  
令和3年11月10日に一部を改正する。  
令和4年 月 日に一部を改正する。

## 「明日の高梁川を語る会」委員名簿

< 委員 >

氏 名	職 名	専門分野
阿部 宏史 (あべ ひろふみ)	環太平洋大学 副学長	都市・地域計画学 経済
宇佐美 英司 (うさみ えいじ)	岡山弁護士会	法律
岡山 一郎 (おかやま いちろう)	山陽新聞社 <u>論説主幹</u>	地域振興
齋藤 光代 (さいとう みつよ)	<u>広島大学 大学院 先進理工系科学研究科</u> 准教授	水域環境学
清家 章 (せいけ あきら)	岡山大学 学術研究院 社会文化科学学域 教授	考古学
近森 秀高 (ちかもり ひでたか)	岡山大学 学術研究院 環境生命科学学域 教授	流域水文学
中田 和義 (なката かずよし)	岡山大学 学術研究院 環境生命科学学域 教授	保全生態学 (水生動物)
西垣 誠 (にしがき まこと)	岡山大学 名誉教授	地盤環境解析学
波田 善夫 (はだ よしお)	岡山理科大学 名誉教授	環境 (植物)
前野 詩朗 (まえの しろう)	岡山大学 学術研究院 環境生命科学学域 特任教授	河川工学 (水工学)
丸山 健司 (まるやま けんじ)	日本野鳥の会 岡山県支部長	環境 (鳥類)
山野井 英夫 (やまのい ひでお)	元 岡山県農林水産総合センター水産研究所 所長	漁業

< オブザーバー >

氏 名	職 名	専門分野
<u>赤穂 良輔</u> (あこう りょうすけ)	<u>岡山大学 学術研究院 環境生命科学学域 准教授</u>	<u>河川工学</u> <u>(水工学)</u>

(敬称略 五十音順)

## 明日の高梁川を語る会 公開規定（案）

（目的）

第1条 本規定は、明日の高梁川を語る会（以下「語る会」という。）の議事内容について、流域住民等への周知を図るため、**明日の高梁川を語る会規約第6条の規定に基づき**、公開の方法を定めるものである。

（語る会開催の周知）

第2条 語る会の開催については、記者発表を行うとともに、国土交通省中国地方整備局及び岡山河川事務所**ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）**~~ホームページ（以下「HP」という。）~~により一般に周知する。

（語る会の公開）

第3条 語る会は原則公開とする。

- 2 語る会で委員に配布される資料は、貴重な生物種の存在状況を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、原則としてすべての資料を**ウェブサイト**で公表する。
- 3 語る会の議事**内容録**は、**委員**の意見及び質問、事務局の回答及び対応から構成される要旨とし、**ウェブサイト**で**HPにて**公表する。なお、発言者の氏名は記載しないものとする。

（語る会の傍聴）

第4条 **会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、あらかじめ事務局に申し入れ許可を得た者に限る。**

~~一般傍聴者の受け入れについては、可能な限り多くの希望者が傍聴できるように配慮する。なお、傍聴は先着順とする。~~

- 2 **語る会の撮影、録画、録音をしてはならない。ただし、あらかじめ事務局の許可を得た場合は、この限りではない。**
- 3 ~~座長は、傍聴者~~**が会議進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為、その他会議の妨害となるような行為を行った場合には、傍聴者**に退室を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。
- 4 **傍聴者は、事務局の指示に従わなければならない。**

（その他）

第5条 この規定の変更やこの規定に定め無き事項については、語る会で定める。

附則

（施行期日）

この規約は、平成27年8月28日から施行する。  
令和3年11月10日に一部を改正する。  
令和4年 月 日に一部を改正する。